

議案第 7 1 号

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑設置および管理に関する条例の一部改正について

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

市外在住者の使用料加算の実施ならびに入浴料および宿泊料の改定を行いたいので、こ
の案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑設置および管理に関する条例（平成 19 年鯖江市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 基本使用料(1)入浴料中「570 円」を「650 円」に、同表 1 基本使用料(2)宿泊料中

「

休日の前日および夏季期間等以外の日	休日の前日および夏季期間等
円	円
2, 620	3, 670
3, 190	4, 240
4, 330	5, 380
3, 190	4, 240
3, 860	4, 900
4, 430	5, 470
5, 470	6, 520
4, 970	6, 020
6, 430	7, 470
7, 470	8, 520

を

」

「

休日の前日および夏季期間等以外の日	休日の前日および夏季期間等
円	円
3, 6 0 0	5, 1 0 0
4, 4 0 0	5, 9 0 0
6, 0 0 0	7, 5 0 0
4, 4 0 0	5, 9 0 0
5, 4 0 0	6, 8 0 0
6, 2 0 0	7, 6 0 0
7, 6 0 0	9, 1 0 0
6, 9 0 0	8, 4 0 0
7, 7 0 0	8, 9 0 0
8, 9 0 0	1 0, 2 0 0

に、

」

「1, 4 8 0 円」を「2, 0 0 0 円」に、「2, 5 3 0 円」を「3, 5 0 0 円」に改め、同表2 加算使用料に次の1 号を加える。

(5) 市外に住所を有する者が使用する場合(個人使用を除く。) 5 0 %

附 則

この条例は、令和7 年7 月1 日から施行する。